

事 務 連 絡
令和 6 年 7 月 1 9 日

各都道府県教育委員会
教科用特定図書等担当課 御中

文部科学省初等中等教育局教科書課
文化庁著作権課

障害のある児童及び生徒並びに日本語に通じない児童及び生徒の
学習指導を行う教員への教科用特定図書等の提供について

このたび、障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 55 号）が令和 6 年 6 月 19 日に公布され、令和 6 年 7 月 19 日に施行されました。これにより、障害のある児童及び生徒のために作成された教科用特定図書等が、日本語に通じない児童及び生徒に提供できることとなりました。

これを踏まえ、令和 2 年 12 月 22 日事務連絡「障害のある児童及び生徒の学習指導を行う教員への教科用特定図書等の提供について」において学習指導を行う教員への教科用特定図書等の提供について取扱い等を周知しているところですが、日本語に通じない児童及び生徒の学習指導を行う教員への教科用特定図書等の提供について別紙 1、別紙 2 を更新しましたので、お知らせします。

については、域内の学校の設置者に周知を図っていただくとともに、学校等から教科用特定図書等の活用に関して相談があった際における参考資料としてご活用ください。

《本件問い合わせ先》

文部科学省初等中等教育局教科書課
教科用特定図書普及促進係

TEL 03-5253-4111 (内線 4743)

E-mail: kyokasyo@mext.go.jp

文化庁長官官房著作権課
法規係

TEL 03-5253-4111 (内線 4824)

E-mail: chosaku@mext.go.jp

障害のある児童及び生徒並びに日本語に通じない児童及び生徒の
学習指導を行う教員への教科用特定図書等の提供について

- 障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律（以下「教科書バリアフリー法」という。）及び著作権法に基づいて、障害のある児童及び生徒の学習の用に供するため、教科書デジタルデータを用いた教科用特定図書等（※）の作成及び提供を行うことができる。また、作成された教科用特定図書等は日本語に通じない児童及び生徒の学習の用に供するためにも提供できる。

※ 「教科用特定図書等」とは教科書バリアフリー法第 2 条第 1 項の定義に該当する下記のことをいう。

- ① 視覚障害のある児童及び生徒の学習の用に供するため文字、図形等を拡大して検定教科書等を複製した図書
- ② 点字により検定教科書等を複製した図書
- ③ 障害のある児童及び生徒の学習の用に供するため作成した教材であって検定教科書等に代えて使用し得るもの

- 著作権法においては、権利者の許諾なく、障害のある児童及び生徒の学習の用に供するために教科用特定図書等を作成、提供することが可能であり、また、作成された教科用特定図書等は、教科書バリアフリー法の特例により、日本語に通じない児童及び生徒の学習の用に供するために増製、提供することも可能である。また、当該児童及び生徒に対して提供する場合のみならず、当該児童及び生徒の学習の用に供することを目的とする場合（例：学習指導を行う教員やその助言を行う指導主事へ提供を行う場合等）であれば広く対象となるものと考えられる。

- その際、各関係協力団体において、児童及び生徒が障害又は日本語に通じないことにより検定教科書を用いて学習を進めることが困難であることについて確認を行ったうえで音声教材等を提供することを踏まえ、当該児童及び生徒以外の教員等にも音声教材等の提供を希望する場合には、その必要性等を明確にした上で申請を行うことが適当である。（手続きの詳細については直接各関係協力団体にお問い合わせいただきたい。）

- なお、これはあくまで法律上の取扱いであり、この取扱いに該当する場合においても実際に提供を受けることが可能であるかは、事前に各関係協力団体にお問い合わせいただきたい。

(参考)

○ 障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律（平成20年法律第81号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「教科用特定図書等」とは、視覚障害のある児童及び生徒の学習の用に供するため文字、図形等を拡大して検定教科用図書等を複製した図書（以下「教科用拡大図書」という。）、点字により検定教科用図書等を複製した図書その他障害のある児童及び生徒の学習の用に供するため作成した教材であって検定教科用図書等に代えて使用し得るものをいう。

2～5（略）

（教科用図書発行者による電磁的記録の提供等）

第五条 教科用図書発行者は、文部科学省令で定めるところにより、その発行をする検定教科用図書等に係る電磁的記録を文部科学大臣又は当該電磁的記録を教科用特定図書等の発行をする者に適切に提供することができる者として文部科学大臣が指定する者（次項において「文部科学大臣等」という。）に提供しなければならない。

2 教科用図書発行者から前項の規定による電磁的記録の提供を受けた文部科学大臣等は、文部科学省令で定めるところにより、教科用特定図書等の発行をする者に対して、その発行に必要な電磁的記録の提供を行うことができる。

3（略）

附則

（第五条第二項の規定による電磁的記録の提供の特例）

第三条 第五条第二項の規定により電磁的記録の提供を行うことができることとされた教科用特定図書等の発行には、当分の間、障害のある児童及び生徒並びに日本語に通じない児童及び生徒の双方の学習の用に供するために行う教科用特定図書等の発行を含むものとする。

（著作権法の特例）

第四条 前条に規定する障害のある児童及び生徒並びに日本語に通じない児童及び生徒の双方の学習の用に供するために行う教科用特定図書等の発行並びに当該発行に係る教科用特定図書等についての著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第三十三条の三第一項及び第二項、第八十六条第三項並びに第百二条第三項の規定の適用については、同法第三十三条の三第一項中「できる」とあるのは「できる。この場合において、複製された著作物は、当該著作物が掲載された教材を当該障害又は日本語に通じないことにより教科用図書に掲載された著作物を使用することが困難な児童又は生徒の学習の用に供するために

増製し、又は提供し、若しくは提示するために必要と認められる限度において、いずれの方法によるかを問わず、利用することができる」と、同条第二項中「当該教科用拡大図書等を頒布する」とあるのは「、当該教科用拡大図書等を頒布し、又は当該教科用拡大図書等によつて当該著作物の公衆送信を行う」と、同法第八十六条第三項中「第三十三条の三第四項」とあるのは「第三十三条の三第一項及び第四項」と、同法第百二条第三項中「レコードを」とあるのは「レコードについて、」と、「その複製物」とあるのは「、送信可能化を行い、若しくはその複製物」とする。

○ 障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第55号）による読替後の著作権法（抄）

（教科用拡大図書等の作成のための複製等）

第三十三条の三 教科用図書に掲載された著作物は、視覚障害、発達障害その他の障害により教科用図書に掲載された著作物を使用することが困難な児童又は生徒の学習の用に供するため、当該教科用図書に用いられている文字、図形等の拡大その他の当該児童又は生徒が当該著作物を使用するために必要な方式により複製することができる。この場合において、複製された著作物は、当該著作物が掲載された教材を当該障害又は日本語に通じないことにより教科用図書に掲載された著作物を使用することが困難な児童又は生徒の学習の用に供するために増製し、又は提供し、若しくは提示するために必要と認められる限度において、いずれかの方法によるかを問わず、利用することができる。

2～4（略）

教科用特定図書等（音声教材等）の教員への提供に関するQ&A

質問1：通級による指導を行う場合、通常の学級の教員だけでなく、通級指導教室で指導を行う教員も提供を受けることは可能ですか。

（回答）

教科用特定図書等の提供を受けた障害のある児童生徒（以下単に「障害のある児童生徒」という。）の学習指導を行う教員は、提供を受けて使用することが可能です。

また、特別支援学級や特別支援学校に在籍する障害のある児童生徒が交流及び共同学習を行う場合も、当該児童生徒の学習指導を行うのに必要であれば、同様に、特別支援学級や特別支援学校の教員だけでなく、相手学級の教員も提供を受けることが可能です。

質問2：障害のある児童生徒の学習指導を直接行わない教育センターの指導主事や特別支援教育コーディネーターが提供を受けることは可能ですか。

（回答）

障害のある児童生徒の学習指導を直接行わないと考えられる教育センターの指導主事や特別支援教育コーディネーターであっても、障害のある児童生徒の学習指導への助言や支援のために必要な時は、提供を受けて使用することが可能です。

質問3：特別の教育課程による日本語指導を行う場合、在籍学級の担任や教科担当教員だけでなく、日本語指導担当教員も提供を受けることは可能ですか。

（回答）

障害のある児童生徒の学習の用に供するために作成された教科用特定図書等の提供を受けた日本語に通じない児童生徒（以下単に「日本語に通じない児童生徒」という。質問4においても同じ。）の学習指導を行う教員は、日本語に通じない児童生徒の学習の用に供するためであれば、提供を受けて使用することが可能です。

質問4：日本語に通じない児童生徒の学習指導を直接行わない教育委員会の指導主事が提供を受けることは可能ですか。

（回答）

日本語に通じない児童生徒の学習指導を直接行わないと考えられる教育委員会の指導主事であっても、日本語に通じない児童生徒の学習指導への助言や支援のために必要な時は、提供を受けて使用することが可能です。

質問5：教科用特定図書等を、教員がサンプルとして提供を受けることは可能ですか。

(回答)

教科用特定図書等が障害のある児童生徒又は日本語に通じない児童生徒の学習指導の状況に照らして適当な教材であるか否かを確認するために、教員がサンプルとして、教科用特定図書等の提供を受けることも可能であると考えられます。

(※) 上記1～5の回答は、あくまで法令の解釈について述べたものであり、これらに該当する場合においても、実際に提供を受けることが可能であるかについて事前に各関係協力団体にご相談ください。